

## 阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第7回協議会までに提案、承認された事項

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	2	合併の期日	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	3	新市（町）の名称		
	4	新市（町）の事務所の位置	<input checked="" type="radio"/>	
	5	財産及び債務の取扱い		
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市（町）の建設計画		
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
	9	地方税の取扱い		
	10	一般職員の身分の取扱い		
	11	特別職等の身分の取扱い	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	12	条例、規則等の取扱い		
	13	事務機構及び組織の取扱い		
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
その他必要な協議事項	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い		
	20	国民健康保険の取扱い	<input checked="" type="radio"/>	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い		
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い		
	25	国際交流事業の取扱い		
	26	電算システム事業の取扱い	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	27	広報・広聴関係事業の取扱い		
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い		
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保健事業の取扱い		
	36	その他の福祉事業の取扱い		
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い		
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い		
	44	社会教育関係の取扱い		
	45	その他の事業の取扱い		

○協議第九号 電算システム事業の取扱いについて（継続）  
電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整するということで承認されました。

にもどした上で慎重に協議することとなりました。

○協議第十一号 病院・診療所（直営）の取扱いについて  
各町村既設の病院、診療所については、住民の健康を守るため新市に引き継ぐということで承認されました。

○協議第十二号 新市（町）の事務所設置の方式について  
事務所設置の方式については、その方式や今後の協議の進めかたについて意見が分かれ、継続協議とされ  
○選挙区定数について  
○地方税の取扱いについて  
○納税組合・各種奨励金の取扱いについて  
○姉妹都市の取扱いについて  
○国際交流事業の取扱いについて  
○広報・広聴関係事業の取扱いについて  
以上、次回協議予定の6項目について事務局から事前説明を行いました。

ました。  
提案事項

### 💡 合併協定項目とは…

合併することとなった場合には、4町村の全ての事務事業等について、調整（すり合わせ）が必要となってきます。その数は膨大なものなので、協議会では特に住民生活に深く関わりのある項目に絞って、協議を行うこととなります。この項目を「合併協定項目」といいます。

協議会では、表のとおり基本的事項5項目、合併特例法に規定されている協議項目5項目、その他必要な協議事項35項目、合計45項目につ

いて今後協議していくことになりますが、協議において更に必要な項目があれば追加されることもあります。

